

鹿児島純心女子大学学術情報リポジトリ運用指針

平成24年12月8日

鹿児島純心女子大学図書館運営委員会制定

(趣旨・目的)

第1条 この運用指針は、鹿児島純心女子大学(以下、「本学」という。)において運用する鹿児島純心女子大学学術情報リポジトリ(以下、「リポジトリ」)に関し、必要な事項を定めるものとする。

リポジトリは、本学において創生された教育研究成果を電子的形態による恒久的な保存と、学内外に無償で公開することにより、本学の教育研究の発展に寄与するとともに、社会に貢献することを目的としている。

(管理運用)

第2条 リポジトリの管理運用は、鹿児島純心女子大学附属図書館(以下「附属図書館」)において行うものとし、図書館長を責任者とする。管理運用に関し必要な事項は、図書館運営委員会(以下「委員会」)で決定するものとする。

2 サーバーは国立情報学研究所が提供する JAIRO Cloud (共用リポジトリサービス)システムを使用する。

(登録対象)

第3条 リポジトリに登録することができる教育研究成果は、次に掲げる(1)～(4)の要件をすべて満たすものとする。

(1) 次のア～カのいずれかに該当するものであること。

ア 紀要(本学刊行物に掲載されたもの)

イ 学術論文(学術雑誌既掲載論文、学会発表要旨集等)

ウ 教育資料(講義資料、講演資料、プレゼンテーション資料等)

エ 報告資料(学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書、GP 報告書等)

オ 附属図書館が収集したコレクション類

カ その他委員会が適当と認めたもの

(2) 本学の教職員または学生がその主要な部分を担当し作成したものであること。

(3) 知的財産権に係る法令等、学会等の投稿規約等、商業出版社との契約条項等の問題が生じないものであること。(特に他誌に発表した学術論文)

(4) 公開にあたって倫理上その他の問題が生じないものであること。

(登録申請者)

第4条 リポジトリに教育研究成果を登録申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 個人申請者

ア 本学に在籍する教職員及び在籍したことのある教職員

イ 本学の教職員が推薦する本学の学生および研究生

(2) 団体申請者

- ア 本学の学部・学科、研究科
- イ 本学の設置する研究所、研究センター

(登録の代行)

第5条 リポジトリへの登録は附属図書館が登録事務を代行する。

(登録の申請および承認)

第6条 リポジトリへの登録の申請は鹿児島純心女子大学学術情報リポジトリ登録申請書(別記様式1)をもって行う。その際、原本またはコピーと電子ファイルも併せて附属図書館へ提出する。但し平成18年度以降に発行された紀要については著作権(著作財産権)が大学に帰属されたことにより申請の必要はないものとする。また、商業出版社等に著作権があるものは、出版社等からのリポジトリ登録許諾書も提出する。この場合の書式は問わない。共同著作者がいる場合も共同著作者の登録許諾書を提出する。

2 委員会において登録が承認された著作物については鹿児島純心女子大学学術情報リポジトリ登録承認書を交付する。(別記様式1-1)

(登録の削除)

第7条 リポジトリに登録された著作物が次のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て削除することができる。申請は鹿児島純心女子大学学術情報リポジトリ登録削除申請書(別記様式2)をもって行う。

- (1) 登録申請者から削除の申請があった場合
- (2) 社会的な観点から著しく不適切な内容を含むと認められた場合
- (3) 公序良俗に反するもの、剽窃による成果であることが判明した場合

(著作者人格権)

第8条 教育研究成果がリポジトリに登録された後も著作者人格権は著作者のもとに留保される。

(著作者の責任)

第9条 登録された教育研究成果の内容に関しては、著作者が責任をもつ。

(免責事項)

第10条 本学は、リポジトリに登録された教育研究成果を利用することによって生じたいかなる損害について一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 本運用指針について定めのない事項については、必要に応じ委員会で定める。

附則

この指針は、平成24年12月8日から施行する。